

馬印は地域との支援協定締結式を行いました。

馬印は、社会貢献活動の一環として、大規模災害時に支援協力について、露橋学区防災安心まちづくり委員会との間で覚書の締結をしています。覚書の詳細は次ページをご覧ください。

馬印では今後も災害時において、周辺地域の復旧に積極的に貢献してまいります。

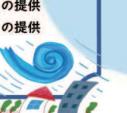
地域と事業所との支援協定締結式

令和4年6月7日(火)に、中川消防署にて露橋学区防災安心まちづくり委員会と株式会社馬印の間で、大規模な地震や台風等の被害が発生した際に、事業所の支援協力についての覚書の締結式が行われました。



【支援内容】

- 一時的な避難場所（敷地・建物の屋上等）の提供
- 消火器・救助資器材（AED・工具類等）の提供
- 水道・トイレの提供
- フォークリフトの提供








大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書

名古屋市が提唱する防災安心まちづくり運動の趣旨に基づき、地域と事業所が一体となった災害に強いまちづくりを進めるため、露橋学区防災安心まちづくり委員会(以下「甲」という。)と株式会社馬印(以下「乙」という。)は、大規模災害時における支援協力について、次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、大規模災害発生時において、甲に属する自主防災組織が実施する自主防災活動に乙が協力(以下「地域支援協力」という。)する場合に必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この覚書の対象とする大規模災害とは、多数の火災、救急救助事故が発生する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模地震災害
- (2) 大規模風水害
- (3) その他前2号に準ずる大規模な災害

(地域支援協力の内容)

第3条 地域支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一時的な避難場所(敷地・建物の屋上等)の提供
- (2) 消火器・救助資器材(AED・工具類等)の提供
- (3) 水道・トイレの提供
- (4) フォークリフトの提供

(支援の実施)

第4条 地域支援協力は、乙の自衛消防活動又は他の応援協定に基づく応援活動その他事業所運営を阻害しない範囲において行うものとする。

2 地域支援協力の開始、終了時期及び区域は、乙の判断により決定するものとする。

(資器材の準備)

第5条 乙は地域支援協力に必要な資器材の充実に努めるものとする。

(訓練等)

第6条 甲及び乙はこの覚書の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が地域支援協力の実施に伴い要した経費は、乙の負担とする。

(協議)

第8条 この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、そのつど、甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この覚書の有効期限は、締結日から2か年とする。ただし、有効期限の満了する2か月前までに、甲乙いずれからもこの覚書についての意思表示がない場合は、引き続き2年間、自動的に有効期間を延長し、以降も同様とする。

附 則

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名のうえ、各自1通を保管する。

令和4年6月7日

甲 露橋学区防災安心まちづくり委員会

委員長

河原 誠

乙 株式会社 馬印

代表取締役社長

加藤泰穂